

議第 二十三 号

栃木県議会議規則の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、栃木県議会議規則第十五条第一項の規定により提出します。

令和二年二月十八日

提出者	栃木県議会議員	相馬 憲一
同		山形 修治
同		野澤 和一
同		塩田 ひとし
同		吉羽 茂
同		池田 忠
同		琴寄 昌男
同		松井 正一
同		阿部 寿一
同		山田 みよこ
同		岩崎 信
同		小林 幹夫

栃木県議会議長 早川 尚秀 様

栃木県議会議規則 号

栃木県議会議規則の一部を改正する規則

栃木県議会議規則（昭和三十七年栃木県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第九十二条 陳情書又はこれに類するもので、議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。</p>	<p>第九十二条 議長は、陳情書又はこれに類するものでその内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。</p>

附則
この規則は、公布の日から施行する。